

のは和紙を、原図が洋紙のものは洋紙を用いるという、紙質選択の配慮に及び、読者はほとんど原図を眺める思いにひたることができる。

調査・執筆にあたったのは、大阪大学の金坂清則、県史編纂室の海道静香両氏である。共に歴史地理学、地図史に詳しい慧眼の士であるが、それにしても、本書に費された労苦はたいへんなものであったと想像できる。絵図を前にして考えることの意味と成果を浮き彫りにした大冊の刊行を多ししたい。

(B4版 一三二頁 複製図五五葉 一九九〇年二月 福井県 一一、〇〇〇円)  
(足利健亮 京都大学教養部教授)

## 会 告

平成二年度史学研究会大会および総会は、予定通り、十一月二日(金)午後一時より楽友会館において開催されました。

公開講演は紀平英作、江口圭一の両氏により左記の演題で行なわれ、盛会裡に終わりました。

全国産業復興法とニューディール

紀平英作氏

十五年戦争とアヘン

——当事者の証言——

江口圭一氏

なお、大会と総会に先立って開催された秋期定例の理事評議員会において、平成二年度会務報告がなされました。

平成二年度

史学研究会大会講演要旨

全国産業復興法とニューディール

紀平英作

一九二九年末から始まった世界恐慌は、アメリカ合衆国社会においても三二年から三三年の段階で、推定された完全失業者が、一三〇〇万人、実に労働人口の二五パーセントに達するという事態をもたらしていた。三三年以降、新大統領ローズヴェルトのもとに展開された一連のニューディール政策は、この不況に対するアメリカ政治の対応過程に他ならなかった。しかし、ニューディールのもとでの経済回復は必ずしも十分なものではなかった。三〇年代を通して眺めると、失業者は四〇年後半まで、八〇〇万人を下ることがなかった。こうした長期化する不況と失業の継続のもとで、ニューディールはその後半に入り、老齢年金および失業保険制度を盛り込んだ社会保障法の導入により福祉国家制度の整備へと向かい始め、さらには、全国労働関係法を採用し

て労働運動の法的保護への道を開いていった。これらはいずれも、三五年に導入され、ニューディールの最も重要な成果としてその後継承されていくものである。しかし、他方この三五年には、発足直後のローズヴェルト政権が経済回復の基本政策として採用した全国産業復興法が、最高裁判所の違憲判決を受けてつぶれていた。全国産業復興法は、初期ニューディール政策の中心的な施策でありながら、途中で破綻し、結局この時点で放棄されたのである。その事実はこの施策が余りにも無理な、また矛盾する内容を多く持っていたことを示唆している。

しかしながら、結果として破綻をきたし清算されたという事実は、この政策が、同時代の政治社会状況においてそれなりに重要な意義を持ち、また一定の歴史的役割を果たしたことを否定するものではない。全国産業復興法は、政権掌握まもないローズヴェルト政権にとって、当面の危機に対する最も包括的な施策として、また政治力学的にみても、一九二〇年選挙で破れて以来政権を離れていた民主党への求心力を生み出す大きな政治動員手段として、新政権に

よってきわめて意欲的に取り組まれた政策であった。われわれはこの全国産業復興法の内容と実施過程を吟味することを通して、ローズヴェルト政権が三三年、最悪の状況にあった大恐慌とそのもとの政治的、社会的不安をどのような政治手法を用いて乗り切ろうとしたのか、さらには、三五年以降この政権が採用した社会・労働政策が、ニューディール政策にどのような背景で組み込まれてきたかの実験的な過程も窺い知ることができる。以上の観点から全国産業復興法の内容およびその実施過程について、重要と思える三点を考えてみたい。

第一点。一九三三年六月一六日に成立した全国産業復興法（以下、復興法と略記）は、その前文において、現下には、「広範な失業をもたらし、また産業組織の混乱を引き起こす、国家的な非常事態が存在する」と宣言していた。復興法の起草者たちは、この国家非常事態宣言という見慣れぬ用語を用いて、復興法の中心に流れた異様な法的内容を議会に説得しようとしていたように見える。実際、復興法は、アメリカ政治史上、かつてない大きな認可権を大統領に与えていた。この法は、製造業ばかりか商業、

さらには娯楽産業にまでいたる全国の産業が、業界ごとに公正な競争を保持するための「規約」を作成し、大統領の認可を受けた場合、その「規約」が、各産業分野に従事するすべての成員の活動を縛る法的拘束力を持つものとなる、と定めていた。なお復興法は、各産業規約がどのような内容を持つべきかについては、明示的な規定を設けなかった。復興法の実施と共に、五五〇以上の産業規約が承認されたが、その大半は、各産業が、自産業内での競争を制限するために生産調整を取り決め、また価格引き上げを目指す価格協定を行うものであった。価格協定を望む産業が次々とそれぞれに単位を作り、カルテル協定にも等しいものを政府に提出し、政府はそれらを規約として承認した。復興法の実体は、このようなものであった。三五年五月、合衆国最高裁は、規約を大統領が認可する場合に、それ相当の規約内容についての法的な定めがなければならぬとし、復興法はそのような規定を設けずに実に無制限な認可権を大統領に委任しているとして、この法に憲法違反の判断を下した。なるほど各産業規約の承認という復興法の中心的な施策は、

法の意図を立法府が可能な限り明示的に示すという、議会制民主主義の根幹に触れる問題を孕んでいた。法的強制力を持つはずの規約が、事実上産業団体という多くの私的な集団によって作成される状況は、施策としての全国産業復興法態勢が持つ、最大の政治的問題点であった。

第二点。しかし、産業の自治とも呼ばれた右の規約秩序の構想は、また実のところ三三年時点でのローズヴェルト政府が求めた恐慌対策にまつわる、最も特徴的な考え方を具体化したものであった。恐慌は各産業の主體的な協力と合意によって克服されるべきである、ローズヴェルト政権はそうように捉えていた。復興法を実施するに当たってローズヴェルトと復興局は、このような協力と合意を生み出すことに最大の関心を寄せ、製造業から商業にいたるまでの実に広範な産業に、復興法態勢への参加を呼びかけた。最終的に承認された五五〇以上の産業規約のもとには、全国の産業の九十パーセント、傘下にある勤労者数にして、二二〇〇万人という龐大な人々が包摂された。政府はこの復興法態勢に参加することを、当面国民に求められる愛国的な義務で

あると主張した。その議論においては恐慌がさながら擬似戦時状況と見立てられ、復興法態勢は戦時下での国民の挙国一致的な協力をもとめる国民運動であるという宣言が、政府の発言において常に駆使された。恐慌下の経済復興事業が、挙国一致を指向する国民運動に擬せられて実施された事実も、ローズヴェルト政府が進めた復興法態勢と、初期ニューディール政策の特徴的な側面であった。

第三点。復興法について特記すべき第三の特徴は、その第七条に労働者の団結権および団体交渉権を認める規定、さらに労働者の最高労働時間および最低賃金を保護しようとする規定が盛り込まれた点であった。この規定は、実のところ各産業が規約を提出する際に規約の中に挿入すべきとされた唯一の条件として、法に明記されていた。復興法が産業界の自主的な協力態勢、言葉を換えれば実質的なカルテルの形成を承認するものであったとすれば、その中に産業界の抵抗が大きい労働規定を挿入することを要求したことは、復興法立案者らの一つの意図を示していた。彼らは、大恐慌の深化がもたらした社会的危機を回避するため

には、この種の社会政策を導入することが不可避であると捉えていたように思える。

しかし、この規定を挿入したことは復興法態勢の性格を複雑とした。産業界は基本的には復興法を承認したが、第七条に盛り込まれた労働規定については、法案の起草、さらに議会審議の段階から反対していた。

復興法の実施と共に産業界はこの規定を骨抜きにする様々な抜け道を作っていた。

復興法態勢は当面挙国一致態勢として宣伝され、それへの協力が求められた。しかし、結局のところ産業界の自主的行動を尊重するというその中心理念と、政府が社会政策として導入した労働規定の軋轢は、復興法の溶接し難い折衷的性格として、復興法態勢を内部から破綻に導いていくいま一つの要因となった。三五年ニューディールは、より明示的な社会・労働政策として全国労働関係法を導入したが、その展開は、この復興法態勢の破綻、つまりこの法に流れた理念の分離を背景として模索され始めた方向であった。

## 十五年戦争とアヘン

——当事者の証言——

江口圭一

私は、一九八二年東京の古書店目録に掲載された蒙古連合自治政府經濟部次長沼野英不二の旧蔵文書中に、同政府のアヘン政策に関する内部資料を発見し、その他の関連資料をあわせ、『資料日中戦争期阿片政策——蒙疆政権資料を中心に——』（岩波書店、一九八五年）として公刊する機会をえた。

その後、岡田芳政ほか編『続・現代史資料（阿片問題）』（みすず書房、一九八六年）も刊行され、二つの史料集によって日本のアヘン政策に関する史料の空白もようやくある程度埋められたので、私は日中戦争期を中心とする日本のアヘン政策の概要を『日中アヘン戦争』（岩波書店、一九八八年）と題して紹介した。

この小著は新書版ということもあって多くの反響があったが、そのなかでアヘン政策に直接かわった二人の当事者から貴重な証言をうることができた。

その一人及川勝三氏（一九〇八年生、盛

岡市在住）は、一九三一年盛岡高等農林を卒業、大蔵省郡山地方専売局鑑定課に就職したが、翌三二年三月「満州国」が樹立されると、一二月その財政部企画科へ派遣され、三三年一月アヘン専売制が実施されたのにもなつて、奉天専売署に赴任した。

同年二月、及川氏は同僚一名とともに大連へ出張を命じられ、身分を厳秘して天津からのアヘン密輸入に従事した。「満州国」が一方で公然とアヘン専売をうたいながら、他方でその輸入を秘匿しようとしたのは、おりから国際連盟でリットン報告書めぐり日本が孤立におちいり、さらに熱河作戦にたいする国際的非難がたかまっていたなかで、国際禁制品を大げらに輸入することはばからざるをえなかったからであると考えられる。関東州で及川氏らの任務を知っていたのは村上義一満鉄理事、大連税関長、同監視部長の三名のみであった。及川氏は最後の輸送を密告され、関東州警察官に連行されなかったが、機転をきかせて「脱走」し、税関長のもとへ駆け込み、こたぎをえた。

及川氏は一九三五年専売総署に転任しもっぱらアヘンの収納業務にたずさわリ、三

七年日中戦争が全面化し蒙疆政権が樹立されると、張家口に出張して蒙疆アヘンの収買に従事した。

ついで三八年九月及川氏は蒙疆政権の監察官に任命され、「満州国」から派遣された他の二名の同僚とともに、「満州国」の専売制をモデルとしたアヘン専売制の立案に従事し、三九年七月アヘン専売制としての清查制度を発足させた。小著では後年の文書の表現などから清查制度を三八年末設立の「興亜院によって立案され準備されたことは確実といつてよい」（七三ページ）と推測したが、及川氏の証言および同氏蔵の文書によりこの推測は誤りであることが判明した。

蒙疆政権では一九三九年のアヘン収納がきわめて不振におわたったことから、旧制の通過税方式へ復そうという動きがあり、及川氏は土業組合方式への後退を余儀なくされ、不満の意を強めていたところ、上海でイラン産アヘンの密輸入と販売をとりしきっていた里見機関から声がかかり、四一年四月海南島へ渡った。

一九三九年二月海南島占領後、陸海外三省の協定により同島においてアヘンを生産

することとなり、まず四〇年福田組がケン栽培にあつたが、完全に失敗した。そこで「満州国」および蒙疆政權でのキャリアをもつ及川氏がその腕を見込まれたのである。三省協定により新たに厚生会社が作られ、及川氏はその一員として海南島におけるアヘン生産の責任者となった。農民の説得工作などに苦心を重ねた末、四農場約一五〇畝<sup>↑</sup>を確保し、四一年一〇月播種、蟻害などの困難を切り抜け、四二年二月初の収穫をえた。

及川氏は病氣のため同年四月帰国し、一〇年間にわたるアヘン政策への従事を終えるが、海南島で日本がアヘン生産をおこなったことは、今日までまったく知られていない新事実であり、及川氏の証言のなかでも特に注目される部分である。

いま一人の丹羽郁也氏（一九二一年生、神戸市在住）は、一九四〇年東洋海運株式会社に入社、最上川丸の次席通信士となった。同年九月本船は神戸を出港し、インドのゴアに向かったが、マラッカ海峡を出たところでイギリスの砲艦に停船を命じられ、積荷・行先などについて検問された。ゴアで鉄鉱石を積んだのち、本船はイランのブ

シルで「薬品」の名目で五〇〇箱（二箱七二キログラム）のアヘンを積み込み、上海へ向かった。ところが本船はスマトラ島南岸沖へ迂回し、同島とジャワ島との間のスンダ海峡に入り、オランダの沿岸警備艇の制止を振り切ってボルネオ島西岸沖から南シナ海へ出た。

さらに最上川丸は丹山列島沖で三井物産のチャーター船であることを示す煙突と舷側のマークをペンキで塗り潰したうえ、上海に入港し、日本海軍陸戦隊員の手で「薬品」を荷下ろしした。

丹羽氏の証言は、日独伊三国同盟により日英間の緊張が強まるなかで、国際禁制品の密輸を秘匿することにどのような苦心が払われたかを生々しく明らかにするものである。

日本のアヘン政策の全貌を明らかにするためには、ドキュメント・オーラル双方でのさらなる発掘の努力が要請されることを痛感する。

#### 日本学術会議だより

— No. 19 —

平成二年一月 日本学術会議広報委員会

#### ◇日本学術会議第二一〇回総会報告

日本学術会議第二一〇回総会（第一四期・第六回）は、平成二年一〇月一七～一九日の三日間開催された。今回総会で採択された事項は次のとおりである。

(1) 日本学術会議の運営の細則に関する内規の一部改正

本件は、①来年春の第一四期最後の総会が五月（通常は四月）開催になったことに伴い、「副会長世話担当研究連絡委員会の運営に関する総会決定」の適用期間を、一か月間延長するとともに、②第一四期限りの措置として、地球圏—生物圏国際協同研究計画（IGBP）のフォローアップ組織として、地理学研究連絡委員会に「IGBP専門委員会」を設置するために、関係各部署の研究連絡委員会委員定数について必要な処理を行ったものである。

(2) 創薬基礎科学研究の推進について（勧告）